

高松市・香川町合併協議会

第9回会議資料

日 時：平成16年8月25日（水）

午後1時30分

場 所：香川県自治会館 7階会議室

目 次

(協 議 事 項)

協議第 8 号	特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号) について(第7回会議提案:継続協議) -----	1
協議第 9 号	附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について (第8回会議提案:継続協議) -----	4
協議第10号	公共的団体等の取扱い(協定項目第18号) について(第8回会議提案:継続協議) -----	7
協議第11号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号) について(第8回会議提案:継続協議) -----	10
協議第12号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第21号)について (第8回会議提案:継続協議) -----	13
協議第13号	都市提携(協定項目第24-1号)について (第8回会議提案:継続協議) -----	16
協議第14号	人権啓発事業(協定項目第24-4号)について (第8回会議提案:継続協議) -----	19
協議第15号	条例・規則等の取扱い(協定項目第14)について ----	22
協議第16号	生活保護事業(協定項目第24-8号)について -----	25

(そ の 他)

建設計画作成に当たっての住民意向調査について -----	28
高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について -----	28
高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について -----	28

協議第 8 号（第 7 回会議提案：継続協議）

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）について

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 6 月 28 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 15 号	特別職の職員の身分の取扱いについて
<p>（第 7 回会議提案分）</p> <p>香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>（今回修正案）</p> <p>香川町の特別職の職員（町長、助役、収入役及び教育長）は、合併期日の前日をもって失職する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

特別職の職員の身分の取扱い(協定項目第15号)について

高松市			香川町		
区分	任期	給料月額	区分	任期	給料月額
市長	平成19年5月1日	1,133,000円	町長	平成20年1月29日	836,000円
助役	平成19年9月27日	915,000円	助役	平成20年3月31日	609,000円
	平成16年9月25日		収入役	平成17年6月30日	585,000円
収入役	平成19年9月27日	791,000円	教育長	平成17年11月3日	543,000円
教育長	平成20年3月31日	745,000円			

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市
黒埼町の特別職(三役及び教育長)の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

潮来市
牛堀町の常勤の特別職の職員(三役及び教育長)の取扱いについては、両町の長が別に協議して定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

特別職の職員の身分の取扱い（協定項目第15号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、特別職の職員の身分の取扱いについて確認した市 9市

堺市

美原町の常勤の特別職の職員（教育長を含む）の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定める。

美原町の非常勤の特別職の職員の取扱いについては、それぞれの職に係る事務事業の内容に沿って、協議・調整する。

松山市

1 北条市及び中島町の特別職の職員（教育長を含む）については、合併期日の前日をもって失職する。

2 各種審議会委員等の特別職の報酬額については、松山市に統一する。

高知市

鏡村及び土佐山村の常勤の特別職（三役及び教育長）の身分の取扱いは、3市村の長が別に協議して定めるものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の常勤の特別職（教育長を含む。）の身分の取扱いについては、1市6町の長が別に協議して定める。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 9 号（第 8 回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第 17 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 7 月 28 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 17 号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>香川町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p> <p>委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号（第8回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年7月28日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第18号	公共的団体等の取扱い
公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号 (第 8 回会議提案 : 継続協議)

使用料・手数料等の取扱い (協定項目第 2 0 号) について

使用料・手数料等の取扱い (協定項目第 2 0 号) を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 香川町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市(注)のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

高知市

1 使用料は、原則として現行のとおりとする。

ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。

2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。

3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

鹿児島市

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 2 号 (第 8 回会議提案 : 継続協議)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号) について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
<p>各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香川町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市(注)のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 3 号 (第 8 回 会 議 提 案 : 継 続 協 議)

都市提携 (協定項目第 2 4 - 1 号) について

都市提携 (協定項目第 2 4 - 1 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 7 月 2 8 日 提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 1 号	都市提携
都市提携については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

都市提携(協定項目第24-1号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「都市提携」が協議された市 3市

大船渡市

三陸町の姉妹都市、銀河連邦については、合併後も継続するものとする。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用するものとする。ただし、荃崎町の姉妹都市交流及び文化・スポーツ交流事業は、現行どおりつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

新市鎮との友好交流と協力関係締結に関する仮協議については、新市町の結論を尊重するものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

都市提携（協定項目第24-1号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、都市提携について確認した市 9市

秋田市

姉妹都市等交流事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、米国ミネソタ州セント・クラウド市については、新市において交流を継続する。

岐阜市

- 1 国際姉妹都市・友好都市については、合併後も交流を継続するものとする。なお、現在柳津町のおこなっているサンダーベイ市との友好都市交流については、相手の意思等を確認し、合併後に調整するものとする。
- 2 国内姉妹都市・友好都市については、合併を行う旨を知らせ、相手の意思等を確認し、合併後に地域間交流等のありかたを含め、調整するものとする。

浜松市

合併時にすべての姉妹都市を新市の姉妹都市として引き継ぎ、当分の間、交流事業を継続する。ただし、提携先の意向を尊重する。

長崎市

外海町の姉妹都市提携は、長崎市に引き継ぐものとする。
野母崎町及び三和町の他の自治体との友好交流事業は、合併までに廃止する。

鹿児島市

- 1 吉田町の全国吉田町交流及び喜入町の姉妹都市については、合併時までに交流先の意向等も踏まえ、交流の内容について協議するものとする。
- 2 桜島町の友好都市については、合併時までに相手方の意向等も踏まえ、その取扱いを決定するものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 4 号 (第 8 回 会 議 提 案 : 継 続 協 議)

人 権 啓 発 事 業 (協 定 項 目 第 2 4 - 4 号) に つ い て

人 権 啓 発 事 業 (協 定 項 目 第 2 4 - 4 号) を 次 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て、
協 議 を 求 め る。

平 成 1 6 年 7 月 2 8 日 提 出

高 松 市 ・ 香 川 町 合 併 協 議 会 会 長 増 田 昌 三

協 定 項 目	第 2 4 - 4 号	人 権 啓 発 事 業
人 権 啓 発 事 業 に つ い て は、高 松 市 の 制 度 に 統 一 す る。		

平 成 年 月 日 確 認

(資料)

人権啓発事業(協定項目第24-4号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「人権啓発事業」が協議された市 2市

福山市

同和対策については、福山市の制度に統一するものとする。ただし、

合併年度に限り、現行のとおりとする。

事業の実施、諸制度の運用にあたっては、基本方針に基づき調整を図るものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

人権啓発事業（協定項目第24-4号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、人権啓発事業について確認した市 5市

堺市

人権条例については、新市において人権擁護法の推移を勘案しながら制定する。

倉敷市

- 1 人権推進に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。ただし、真備町の人権施策推進委員会は、合併時は現行のとおりとし、平成17年7月から倉敷市人権施策推進協議会を基本に再編するものとする。
- 2 人権啓発に関する事業は、合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 3 真備町の人権ふれあい館事業は、合併時に倉敷市の隣保館事業に統一するものとする。
- 4 男女共同参画に関する事業については、原則として合併時に倉敷市の制度に統一するものとする。
- 5 ファミリー・サポート・センター事業は、合併時は現行のとおりとし、平成17年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。
ただし、
 - (1) 利用料金は、平成18年4月から倉敷市の制度に統一するものとする。
 - (2) 真備町の平成17年度の利用料金は、現行の真備町の利用料金に真備町社会福祉協議会の活動支援金相当額を上乗せしたものとする。
 - (3) 真備町社会福祉協議会の活動支援金制度は、平成17年3月末で廃止するものとする。

松山市

- 1 人権に関する審議会については、合併時に松山市人権啓発施策推進審議会に統一する。なお、同審議会の委員の構成については、3市町の長が別に協議して合併までに決定する。
- 2 合併時から、松山市は、北条市及び中島町の隣保館を引き続き活用する。
- 3 人権教育推進協議会については、松山市人権教育推進協議会に統一する。
- 4 合併時から、松山市は、北条市の集会所を引き続き活用する。
- 5 合併後の人権擁護委員数については、現行の3市町の委員数を合併後3年で2人ずつ減員し、合計25人とする。
- 6 その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 15 号

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第 14 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 14 号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。</p> <p>ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- (1) 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- (1) 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- (2) 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

野田市

両市町にほぼ同様の条例があるので、野田市の制度を適用します。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、条例、規則等の取扱いについて確認された市 11市

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

浜松市

条例、規則等については、合併協議会の協議結果に基づき、浜松市の条例、規則等に所要の改正を加え、又は新たに制定するものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

鹿児島市

鹿児島市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等が必要なものについては、合併時までに所要の措置を行うものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 16 号

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 8 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 8 月 25 日提出

高松市・香川町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 8 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし茎崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(中核市)

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市(注)のうち、生活保護事業について確認された市 4市

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関連事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

4 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民意向調査について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

別紙 2 のとおり

(3) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 10 回会議

(ア) 日時 平成 16 年 10 月 1 日 (金) 午後 2 時

(イ) 場所 香川町農村環境改善センター 2 階 大ホール

(別紙2)

合併協定項目の協議状況

平成16年8月25日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
25. 建設計画	構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \ は合併協定項目として選定していない